

公開買付説明書

2026年4月

堅果シナジー投資事業有限責任組合
(対象者：株式会社ティムコ)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	堅果シナジー投資事業有限責任組合
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区岩本町2丁目17番4号泰合ビルⅡ201号室
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目1-1 ビステーション赤坂 6階 松下法律事務所
【電話番号】	03-6234-4113
【事務連絡者氏名】	弁護士 松下 知輝/同 田中 大二朗
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	堅果シナジー投資事業有限責任組合 (東京都千代田区岩本町2丁目17番4号泰合ビルⅡ201号室) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、堅果シナジー投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ティムコをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	18
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	22
6 【株券等の取得に関する許可等】	22
7 【応募及び契約の解除の方法】	23
8 【買付け等に要する資金】	25
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	27
10 【決済の方法】	27
11 【その他買付け等の条件及び方法】	28
第2 【公開買付者の状況】	31
1 【会社の場合】	31
2 【会社以外の団体の場合】	31
3 【個人の場合】	32
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	33
1 【株券等の所有状況】	33
2 【株券等の取引状況】	33
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	33
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	33
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	34
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	34
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	34
第5 【対象者の状況】	35
1 【最近3年間の損益状況等】	35
2 【株価の状況】	35
3 【株主の状況】	36
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	37
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	37
6 【その他】	37
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	38

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ティムコ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者である、堅果シナジー投資事業有限責任組合は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のスタンダード市場(以下「東証スタンダード」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の一部(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するために、無限責任組合員である株式会社堅果テクノ(以下「堅果テクノ」といいます。)により、2026年2月16日に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。

公開買付者の無限責任組合員である堅果テクノは、2012年8月に設立された中国の投資会社である厦門堅果投资管理有限公司(Xiamen Nuts Capital Management Co., Ltd.、以下「Capital Nuts」といいます。)の日本における投資事業の協力窓口として2025年12月24日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、Capital Nutsの総経理(法定代表者)である王 志偉(以下「王氏」といいます。)が発行済株式の全て(3000株)を所有しております。なお、公開買付者、堅果テクノ及びCapital Nutsは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。公開買付者の組成の経緯の詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。また、公開買付者及び堅果テクノの詳細については、下記「第2 公開買付者の状況」の「2 会社以外の団体の場合」をご参照ください。

今般、堅果テクノは、公開買付者の無限責任組合員として、2026年4月6日、東証スタンダードに上場している対象者株式を取得し、対象者の経営に関与する主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、下限を43.18%、上限を60%として設定いたしました。

本公開買付けにおいて買付予定数の下限を1,069,351株(所有割合(注1):43.18%)としたのは、(i)株主総会における特別決議事項を単独で阻止するために必要となる3分の1を超える議決権割合であること、(ii)株主総会における普通決議を単独で可決するためには出席した株主の議決権の過半数の賛成が必要となること、2021年から2026年に開催された対象者の定時株主総会における議決権行使の割合は最大でも86.35%(2026年)であり(注2)、当該過去最大の行使割合(86.35%)を前提とした場合であっても、公開買付者が43.18%を取得していれば株主総会において過半数の議決権を占めることが可能となることから、43.18%が、対象者の経営に関与する主要株主として、対象者の株主総会を通じて対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが可能な水準であると考えたこと、及び(iii)対象者株式の議決権割合の過半数である1,238,495株(所有割合:50.01%)を下限とした場合には、応募株式の数の合計が当該下限に満たずに本公開買付けが不成立となるリスクが高まる一方で、下限を43.18%と設定した場合には、過半数とした場合よりも本公開買付けの成立の蓋然性が高まり、株主の皆様に対し本公開買付けが成立する見込みが高いとの印象を与えると考えられ、それによって、本公開買付けの成立を見込んで、対象者株式の市場価格と本公開買付価格(1株当たり1,900円)の差益獲得を目的として市場において対象者株式を買い集める投資家が増加し、当該投資家からの応募が促進され、結果として、本公開買付けが成立する可能性が高まる(またそれによって、株主の皆様に対して、本公開買付けが実施されなかった場合の市場内取引では実現が困難と考える数量及び価格で、その所有する対象者株式の売却機会を提供できる)と考えたことによるものです。

- (注1) 所有割合とは、対象者が2026年2月26日に提出した対象者の第56期の有価証券報告書(以下「対象者第56期有価証券報告書」といいます。)に記載された2025年11月30日現在の対象者株式(3,339,995株)から、同日現在において対象者が所有する自己株式数(863,500株)を除いた数(2,476,495株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下所有割合の記載について同じです。
- (注2) 2021年2月開催の定時株主総会においては73.14%、2022年2月開催の定時株主総会においては68.91%、2023年2月開催の定時株主総会においては72.15%、2024年2月開催の定時株主総会においては71.92%、2025年2月開催の定時株主総会においては72.19%、2026年2月開催の定時株主総会においては86.35%です。これらの割合は、対象者が各開催年において金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出した臨時報告書の「2 報告内容」の「(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果」に記載の賛成数、反対数及び棄権数の最大の合計数(2021年2月開催の定時株主総会においては18,103個、2022年2月開催の定時株主総会においては17,053個、2023年2月開催の定時株主総会においては17,853個、2024年2月開催の定時株主総会においては17,794個、2025年2月開催の定時株主総会においては17,864個、2026年2月開催の定時株主総会においては21,365個)を、対象者の各定時株主総会の基準日における有価証券報告書の「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載の総株主の議決権数(2021年2月開催の定時株主総会においては24,751個、2022年2月開催の定時株主総会においては24,746個、2023年2月開催の定時株主総会においては24,745個、2024年2月開催の定時株主総会においては24,743個、2025年2月開催の定時株主総会においては24,747個、2026年2月開催の定時株主総会においては24,741個)で除して100をかけて得た比率を記載しています。なお、2021年～2026年の過去6年間の定時株主総会の議決権行使割合を参照したのは、現在の株主構成を前提としつつ、特定の年度における一時的な変動要因を排除して、中長期的な議決権行使の傾向を客観的かつ安定的に把握する上で合理的な期間であると判断したためです。

また、買付予定数の上限を1,485,897株(所有割合60.00%)としたのは、(i)公開買付者は、公開買付者が安定株主として参画し対象者の企業価値を高めつつ、既存株主にも引き続き対象者の将来価値向上の果実を享受していただけの体制を構築するべく上場を維持し、かつ本公開買付けによる売却を希望する応募合意株主(以下に定義します。)以外の対象者の株主の皆様にも対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を、全部買付け義務が発生しない、買付け後の公開買付者の株券等所有割合が3分の2未満となる範囲において可能な範囲で多い株式数とするべきと考えたこと、(ii)他方で、本公開買付けの成立により対象者の流通株式比率(注3)は18.22%～5.75%(注11)となり、対象者株式の流通株式比率が、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%(なお、対象者の上場維持基準の基準日は、事業年度の末日である毎年11月30日です。)を下回るところ、「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、2026年の上場維持基準の基準日である2026年11月30日(又は2026年11月30日に適合しなかった場合の改善期間の末日である2027年11月30日)までの間に、当該基準を満たす水準まで流通株式数を回復させる措置を実行する(注12)ことにより上場廃止を回避し得る上限の範囲が60%であると考えたことによるものです。また、60%という比率において、公開買付者以外の対象者の株主が、株主総会における特別決議事項を阻止するために必要となる、3分の1を超える議決権割合を所有することとなり、株主総会における特別決議事項については、残存株主の皆様のご意見が反映され得る形で経営が維持されることになるため、公開買付者は、60%という上限の設定により、本公開買付けは対象者を非上場化することなく、公開買付者が安定株主として参画することで対象者の企業価値を高めていくための戦略的パートナーシップを構築することができるものと考えております。

(注3) 「流通株式比率」とは、流通株式数(注4)を、上場株式数(自己株式を含みます。以下同じとします。)で除した値に100を乗じることで算出される比率(小数点以下第三位を四捨五入。以下、流通株式比率の計算において同じとします。)をいいます。なお、公開買付者は、対象者第56期有価証券報告書に基づき、2025年11月30日現在の対象者の流通株式比率を31.64%(注5)と考えております。

(注4) 「流通株式数」とは、上場株式数から、自己株式数、主要株主(上場株式数の10%以上を所有する者)が所有する株式数、上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員が所有する株式(以下「役員等所有株式」といいます。)、並びに、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式、及びその他東京証券取引所が固定的と認める株式数を控除した株式数をいいます。

- (注5) 2025年11月30日現在の対象者の上場株式数3,339,995株から、公開買付者が対象者第56期有価証券報告書に基づき流通株式でないと考えられる対象者株式(以下「本非流通株式」といいます。)の数(2,283,100株)(注6)を控除した株式数(1,056,895株、以下「本流通株式数」といいます。)を、2025年11月30日現在の対象者の上場株式数3,339,995株で除した値に100を乗じて得た比率です。
- (注6) 公開買付者は、対象者第56期有価証券報告書に基づき、株式会社キャピタルギャラリーが所有する対象者株式(348,000株、所有割合：14.05%)(注7)、大谷寛(以下「大谷氏」といいます。)が所有する対象者株式(273,100株、所有割合：11.03%)(注8)、株式会社HKK HOLDINGSが所有する対象者株式(174,000株、所有割合：7.03%)(注9)、株式会社オーナーぱりが所有する対象者株式(84,000株、所有割合：3.39%)(注10)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏が所有する対象者株式(177,400株、所有割合：7.16%)、対象者の取締役である杉本安信氏が所有する対象者株式(1,000株、所有割合：0.04%)、対象者の取締役である瀬戸昭則氏が所有する対象者株式(900株、所有割合：0.04%)、対象者の取締役である荻原浩二氏が所有する対象者株式(6,200株、所有割合：0.25%)、対象者の取締役である増田豊氏が所有する対象者株式(3,000株、所有割合：0.12%)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の二親等内の血族であると考えられる酒井貞彦氏が所有する対象者株式(162,000株、所有割合：6.54%)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の配偶者又は二親等内の血族であると考えられる酒井八重子氏が所有する対象者株式(95,000株、所有割合：3.84%)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の配偶者又は二親等内の血族であると考えられる酒井由紀子氏が所有する対象者株式(95,000株、所有割合：3.84%)及び対象者が所有する自己株式(863,500株)を、対象者の上場株式数のうち、流通株式でない株式だと考えております。
- (注7) 株式会社キャピタルギャラリー(所有株式数：348,000株、所有割合：14.05%)の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社キャピタルギャラリーは対象者の上場株式数の10%以上を所有する者(主要株主)に該当するため、株式会社キャピタルギャラリーが所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注8) 大谷氏(所有株式数：273,100株、所有割合：11.03%)の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、大谷氏は対象者の上場株式数の10%以上を所有する者(主要株主)に該当するため、大谷氏が所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注9) 対象者第56期有価証券報告書に記載の株式会社HKK HOLDINGS(所有株式数：174,000株、所有割合：7.03%)の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社HKK HOLDINGSは国内の事業法人に該当するところ、株式会社HKK HOLDINGSが2025年9月1日付で提出した「大量保有報告書」によれば、対象者株式の保有目的は、「政策保有目的」とされていることから、株式会社HKK HOLDINGSの所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注10) 対象者第56期有価証券報告書に記載の株式会社オーナーぱり(所有株式数：84,000株、所有割合：3.39%)の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、株式会社オーナーぱりは国内の事業法人に該当するところ、対象者から、株式会社オーナーぱりが保有する対象者株式を純投資目的で保有している旨の保有状況報告書が提出されていないことその他保有目的を純投資目的とする公表情報がないことから、株式会社オーナーぱりの所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注11) 対象者の2025年11月30日時点の流通株式比率を31.64%と仮定し、本公開買付けにおいて法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式による買付けが行われず、公開買付者が買付予定数の下限(1,069,351株)又は上限(1,485,897株)に相当する数の応募株式(応募合意株式全てを含みます。)を買い付け、かつ、応募合意株式以外の応募株式は全て流通株式であったと仮定すると、対象者の流通株式比率は、下限で成立した場合には18.22%(注13)、上限で成立した場合には5.75%(注14)となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の1つである流通株式比率25%を下回る水準となります。
- (注12) 公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「④ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、対象者の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制及びガバナンス体制を実現する予定であるところ、これにより、役員等所有株式が減少するため、流通株式比率が最大(対象者の役員の全部を変更した場合)で34.41%(下限で成立した場合)又は21.93%(上限で成立した場合)まで上昇します(注15)。また、対象者の役員の全部又は一部の変更により流通株式比率が25%を上回らなかったとしても、公開買付者は、本公開買付けの成立後、東京証券取引所スタンダード市場における対象者の上場維持基準の判定基準日である2026年11月30日までの間に、対象者株式の流通株式比率を東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たす水準に回復させるべく、自己株式の消却や新株発行又は自己株式の処分を含む流通株式比率を向上させる施策を検討し、対象者の上場維持のために最善を尽くす方針です。

- (注13) (i) 下限の株式数(1,069,351株)から、本非流通株式(2,283,100株)のうち応募合意株主である株式会社キャピタルギャラリー(所有株式数:348,000株、所有割合:14.05%)及び大谷氏(所有株式数:273,100株、所有割合:11.03%)が所有する対象者株式の合計(所有株式数:621,100株、所有割合:25.08%)を控除して、本公開買付けが下限により成立した場合に本流通株式数(1,056,895株)から公開買付け者が買付ける株式数(448,251株)を算出し、(ii) 本流通株式数(1,056,895株)から本公開買付けが下限により成立した場合に本流通株式数(1,056,895株)から公開買付け者が買付ける株式数(448,251株)を控除して本公開買付けが下限により成立した場合の流通株式の数(608,644株)を算出し、(iii) 本公開買付けが下限により成立した場合の流通株式の数(608,644株)を上場株式数(3,339,995株)で除して、本公開買付けが下限により成立した場合の流通株式比率(18.22%)を算定しております。
- (注14) (i) 上限の株式数(1,485,897株)から、本非流通株式(2,283,100株)のうち応募合意株主である株式会社キャピタルギャラリー(所有株式数:348,000株、所有割合:14.05%)及び大谷氏(所有株式数:273,100株、所有割合:11.03%)が所有する対象者株式の合計(所有株式数:621,100株、所有割合:25.08%)を控除して、本公開買付けが上限により成立した場合に本流通株式数(1,056,895株)から公開買付け者が買付ける株式数(864,797株)を算出し、(ii) 本流通株式数(1,056,895株)から本公開買付けが上限により成立した場合に本流通株式数(1,056,895株)から公開買付け者が買付ける株式数(864,797株)を控除して本公開買付けが上限により成立した場合の流通株式の数(192,098株)を算出し、(iii) 公開買付けが上限により成立した場合の流通株式の数(192,098株)を上場株式数(3,339,995株)で除して、本公開買付けが上限により成立した場合の流通株式比率(5.75%)を算定しております。
- (注15) 対象者における役員等所有株式は、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏が所有する対象者株式(177,400株、所有割合:7.16%)、対象者の取締役である杉本安信氏が所有する対象者株式(1,000株、所有割合:0.04%)、対象者の取締役である瀬戸昭則氏が所有する対象者株式(900株、所有割合:0.04%)、対象者の取締役である荻原浩二氏が所有する対象者株式(6,200株、所有割合:0.25%)、対象者の取締役である増田豊氏が所有する対象者株式(3,000株、所有割合:0.12%)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の二親等内の血族であると考えられる酒井貞彦氏が所有する対象者株式(162,000株、所有割合:6.54%)、対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の配偶者又は二親等内の血族であると考えられる酒井八重子氏が所有する対象者株式(95,000株、所有割合:3.84%)、及び対象者の代表取締役社長である酒井誠一氏の配偶者又は二親等内の血族であると考えられる酒井由紀子氏が所有する対象者株式(95,000株、所有割合:3.84%)の合計540,500株(所有割合:21.83%)です。本公開買付けが下限により成立した後、上記のうち対象者の役員等の全てが変更された場合には、役員等所有株式の全て(540,500株)が本公開買付けが下限により成立した場合の流通株式の数(608,644株)に加わり(酒井貞彦氏、酒井八重子氏及び酒井由紀子氏が所有する株式は、酒井誠一氏が役員でなくなった場合に本非流通株式でなくなると考えられます。)、流通株式の数が(1,149,144株)となるため、流通株式比率は、34.41%(1,149,144株を2025年11月30日現在の対象者の上場株式数3,339,995株で除した値に100を乗じて得た比率)となります。本公開買付けが上限により成立した後、上記の役員全てが変更された場合には、役員等所有株式(540,500株)が本公開買付けが上限により成立した場合の流通株式の数(192,098株)に加わり732,598株となるため、本公開買付けが上限により成立した後、上記の役員全てが変更された場合には、流通株式比率は、21.93%(732,598株を2025年11月30日現在の対象者の上場株式数3,339,995株で除した値に100を乗じて得た比率)となります。

本公開買付けに際し、公開買付け者は、対象者の株主である、株式会社キャピタルギャラリー(所有株式数:348,000株、所有割合:14.05%、株主順位(注16):第1位)、大谷寛(以下「大谷氏」といいます。)(所有株式数:273,100株、所有割合:11.03%、株主順位:第2位)、株式会社人生設計(所有株式数:59,500株、所有割合:2.40%)、及び株式会社キャピタルギャラリーの代表取締役である青山浩(以下「青山氏」といいます。)(所有株式数:29,000株、所有割合:1.17%)(以下、株式会社キャピタルギャラリー、大谷氏、株式会社人生設計、青山氏を総称して「応募合意株主」といいます。))との間で、同一の契約書により、2026年4月6日付で、応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て(合計709,600株、当該合計に係る所有割合28.65%、以下、応募合意株主が所有する対象者株式の合計を「応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募する旨の合意(以下「本応募契約」といいます。))をしております。本応募契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

- (注16) 株主順位は、対象者が2026年2月26日に提出した第56期有価証券報告書の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」における「発行済株式(自己株式を除く。))の総数に対する所有株式数の割合」を参照し記載したものです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を1,069,351株(所有割合:43.18%)としており、よって、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本公開買付けにおいて、応募合意株主以外の対象者の株主の皆様から、買付予定数の上限から応募合意株式を引いた株式数以上の株式数の応募があったことにより、応募株券等の総数が買付予定数の上限1,485,897株(所有割合60.00%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、あん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、堅果テクノは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を日本における投資対象として注目し分析しており、対象者の企業価値の向上を実現させる施策(詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のa)乃至d)をご参照ください。)について構想していたところ、対象者が、2025年12月23日に株式会社キャピタルギャラリー(所有割合:14.05%)から2026年2月26日開催予定の対象者の定時株主総会において社外取締役4名を選任する旨の株主提案(大谷氏、高野浩史氏、渥美陽子氏及び青山氏の社外取締役への選任議案)を行う旨の書面を受領したことを受けて、2026年1月20日に「株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ」を公表し、株式会社キャピタルギャラリーの当該株主提案に反対意見を示したことを確認し、株式会社キャピタルギャラリーと対象者間において対象者の経営権に関し意見の対立が顕在化したことを認識しました。そして、堅果テクノは、対象者の分析の結果、堅果テクノの十分な資金供給と投資実績に基づく経営ノウハウを活用すれば対象者の企業価値を向上させることができると考えていた一方で、対象者の経営権を巡る対立が長期化し、経営基盤自体が不安定な状態に置かれれば、経営陣が恒常的に当該対立への対応に多大な時間と人的リソースを割かざるを得ず、事業上の迅速かつ果断な経営判断に支障を来し、対象者の事業競争力の低下や重要な事業機会の喪失を招き得ると考えました。その結果、堅果テクノが対象者の企業価値の向上を実現させるべく検討・策定した施策の実行の前提として把握していた対象者の企業価値そのものが毀損される結果となり得ると考えるに至りました。そこで、堅果テクノは、2026年2月2日、株式会社キャピタルギャラリー及びその代表取締役である青山氏に対して、(i)対象者株式を所有割合が少なくとも40%(注17)になるまで取得し、主要株主として対象者の経営に関与することにより対象者の企業価値の向上を実現させる施策の構想があること及び当該施策の具体的内容、(ii)当該施策の前提としている対象者の事業競争力を維持する観点からは、公開買付者が対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することを通じて顕在化した経営権を巡る対立を速やかに鎮静化させることが急務であること、(iii)対象者株式の取得の方法として下限を40%、上限を60%とする本公開買付けを実施することを考えていること、(iv)対象者にも、公開買付者の対象者への資本参加について協議の機会を提供し、対象者の意向を確認する予定であること、(v)下限を40%、上限を60%とした理由(詳細は上記をご参照ください。)を説明し、本公開買付けを通じて株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏が所有する対象者株式を一株1,900円(2026年2月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,790円に対して6.15%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))1,659円に対して14.53%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,497円に対して26.92%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,282円に対して48.21%のプレミアムを加えた価格となります。)で買い取りたい旨(また、同日以降の対象者株式の株価の変動状況にかかわらず、当該価格で本公開買付けを実施することを考えていること)を申し入れたところ、2月4日、株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏は、堅果テクノの提案した施策に合理性があり、対象者の企業価値を向上させると考えられることから、堅果テクノが対象者の主要株主として経営を主導することが望ましいとの考えを示し、本公開買付けへの応募について賛同するに至りました。2月5日、堅果テクノは、青山氏を通じて、株式会社キャピタルギャラリーの上記株主提案に賛同していた大谷氏及び株式会社人生設計の紹介を受け、大谷氏及び株式会社人生設計に対しても、株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏に対すると同様の説明を行い対象者株式の買取りを申し入れたところ、大谷氏及び株式会社人生設計は、堅果テクノの提案した施策に合理性があり、対象者の企業価値を向上させると考えられることから、公開買付者が対象者の主要株主として経営を主導することが望ましいとの考えを示し、本公開買付けへの応募について賛同するに至りました。2月6日、堅果テクノは、各応募合意株主との間で応募契約について協議を開始しました。また、堅果テクノは、当該応募合意株主の賛同を経て、2026年2月16日、堅果テクノを無限責任組合員とする公開買付者を組成しました。その後、2026年2月18日、堅果テクノは、早急に対象者の企業価値の保全

を図る観点から、対象者に対して、(i)Capital Nutsは、対象者のアウトドアおよびフィッシング関連事業が海外市場においても大きな成長可能性を有するものと認識していること、(ii)近年、消費行動の変化や市場環境の変動に伴い、ECチャネルの強化および海外展開の重要性が一層高まっている中で、対象者としても新たな成長機会の創出に向けた取り組み模索していると認識していること、(iii)Capital Nutsとして、対象者のECチャネルの強化や海外展開について、具体的な施策を共に検討できると考えており、資本面での支援を含む形での協働関係を構築することを希望していること、(iv)対象者の企業価値向上を長期的に支援することを主眼としたパートナーシップの構築を志向していることから、単なる少数出資にとどまらず、経営への関与を可能とする相応の持分取得により安定株主としての立場を確立したいと考えていること、(v)過半数の株式取得を含む資本構成の見直しが検討対象となり得る可能性も含め、対象者への資本参加の在り方について協議したいので至急お時間をいただきたいこと、を内容とする書面を送付いたしました(なお、対象者への説明の便宜を図る観点から、当該書面の名義人を投資実績のあるCapital Nutsとしておりますが、書面送付の主体は堅果テクノです。)。また、同日、対象者へ電話にて連絡を行ったところ、対象者の代表取締役である酒井誠一氏から、定時株主総会の準備のため多忙であることから、当面の間、協議に応じることは困難である旨の回答を受けました。これを受け、堅果テクノは翌2月19日、対象者に対し、提案内容の検討を促すとともに、定時株主総会終了後の落ち着いたタイミングで連絡をいただきたい旨の電子メールを酒井誠一氏宛てに送信しました(同日以降、堅果テクノ及び公開買付者から対象者に対して特段の追加の申し入れや連絡等は行っておりません)。しかしながら、対象者からは、当該定時株主総会(2026年2月26日開催)が終了してから本公開買付けの公表日に至るまで、上記提案について検討を開始した旨や協議の準備が整った旨の連絡はありませんでした。3月2日、堅果テクノは、本公開買付けの下限を43.18%に変更し(変更の経緯は、下記(注17)をご参照ください。)、各応募合意株主に下限を43.18%に変更することを伝達したところ、各応募合意株主より応諾する旨の回答がありました。3月6日、青山氏より、各応募合意株主を代表して、対象者との協議状況についての照会を受けました。堅果テクノが対象者から連絡がないことを伝達したところ、青山氏より、応募合意株主の総意として、対象者の同意の有無にかかわらず、本公開買付けを可能な限り速やかに実施してほしいとの強い要請を受けました。堅果テクノは、堅果テクノが至急の協議を申入れ、検討を促しているにもかかわらず、上記提案に対する質問もなく、堅果テクノとの協議の設定や、上記提案の検討を開始した旨の連絡もしない対象者の対応は、堅果テクノの提案について積極的な協議に応じる意向がないことの表明であると受け止めました。また、このような対象者の対応を踏まえると、仮に堅果テクノが再度の申入れを行ったとしても、対象者が速やかに前向きな対応をする蓋然性は低く、むしろ回答を先延ばしにされることで本公開買付けの実施時期が著しく遅延する可能性が高いと考えました。他方、各応募合意株主は、上記のとおり、対象者の同意の有無にかかわらず本公開買付けを可能な限り速やかに実施することを強く要請しているところ、対象者に対する再度の申入れ及びその回答を待つことにより本公開買付けの実施時期が遅延した場合には、各応募合意株主において賛同を撤回するおそれがあり、ひいては本公開買付けに影響が生じるものと考えました。また、堅果テクノは、2026年2月26日開催の対象者の定時株主総会において、株式会社キャピタルギャラリーによる社外取締役選任に係る株主提案(大谷氏、高野浩史氏、渥美陽子氏及び青山氏の社外取締役への選任議案)は否決されたものの、大谷氏の選任議案は45.29%、高野浩史氏の選任議案は45.30%、渥美陽子氏の選任議案は45.25%、青山氏の選任議案は賛成割合：45.29%(注18)もの賛成割合を得ており、かつ、株式会社キャピタルギャラリーは依然として対象者の株主としての地位を有することから、対象者の経営陣と株式会社キャピタルギャラリーとの間の経営方針を巡る根本的な対立構造が解消されたわけではないと考えました。堅果テクノとしては、このまま株式会社キャピタルギャラリーと対象者間の対象者の経営権を巡る対立が長期化し、経営基盤自体が不安定な状態に置かれれば、経営陣が恒常的に当該対立への対応に多大な時間と人的リソースを割かざるを得ず、事業上の迅速かつ果断な経営判断に支障を来し、対象者の事業競争力の低下や重要な事業機会の喪失を招き得るため、事態は極めて緊急を要する状況にあると考えました。そのため、4月6日、対象者の賛同を待つことなく、対象者の株主の皆様に対して直接、公開買付者が、対象者の経営に関与する主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的として、対象者株式を取得することの是非を問うべく、速やかに本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、公開買付者は、同日、本公開買付価格を1,900円に正式に決定したこと(価格決定の経緯の詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)を各応募合意株主に伝達したところ、各応募合意株主より本公開買付価格を応諾する旨の回答があり、2026年4月6日付で本応募契約を締結いたしました。

- (注17) 堅果テクノは、2026年1月中旬、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年1月中旬時点で判明していた対象者の過去5年間(2021年から2025年)の定時株主総会における議決権行使の割合がいずれも80%を超えないことに鑑み、これらの議決権行使の割合を前提とした場合に過半数を占めることができる所有割合である40%以上の株式を少なくとも取得する必要があると考えました。その後、上記の通り、2026年2月26日に開催された対象者の定時株主総会における議決権行使の割合は86.35%に達したため、本公開買付けにおいては、当該最新の行使割合を前提に、買付予定数の下限を43.18%に設定しております。
- (注18) 対象者が2026年3月2日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出した臨時報告書の記載によれば、大谷氏の選任議案は賛成数9,678個、反対数11,687個(賛成割合:45.29%)、高野浩史氏の選任議案は賛成数9,680個、反対数11,685個(賛成割合:45.30%)、渥美陽子氏の選任議案は賛成数9,671個、反対数11,694個(賛成割合:45.25%)、青山氏の選任議案は賛成数9,679個、反対数11,686個(賛成割合:45.29%)です。

公開買付者は、対象者の企業価値の保全を図る観点から、可及的速やかに対象者株式の取得を進め、株式会社キャピタルギャラリー及び同社の意見に賛成するその他の応募合意株主と対象者間の経営権を巡る対立状況を早期に解消する必要があると考えておりますが、2025年12月25日～2026年3月24日までの対象者株式の市場内取引の平均売買高は3,349株であり、これは対象者の発行済株式総数(3,339,995株)の約0.10%、かつ、本公開買付けにおいて公開買付者が取得の下限とする所有割合43.18%(1,069,351株)のわずかに約0.31%に過ぎず(この値を前提とすると、当該平均売買高の全量を市場で継続的に買付けたとしても、下限の株式数を取得するまでに約320営業日を要する計算となります)、流動性が低く、公開買付者が下限とする所有割合の43.18%を速やかに取得することは困難であることが予想されることから、所有割合の43.18%を取得するための手段としては、市場内買付ではなく、法定の範囲内で公開買付者において設定した30営業日という期間のうちに買付けを行うことができ、かつ対象者の株主の皆様にとっても公平な手続である公開買付けの手続によることが妥当であると判断いたしました。また、本公開買付けをもって取得する対象者株式について、第三者への売却は予定しておらず、長期的に所有する方針です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

公開買付者は、(i)本公開買付けを通じて対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することで、対象者において、Capital Nutsがこれまで投資先支援を通じて蓄積してきた、海外市場における販売・デジタルマーケティングを含むサプライチェーン・消費・テクノロジーイノベーション分野における知見、並びに中国圏を含む海外販路及び現地提携先ネットワーク等の活用が可能となり、これにより、対象者商品の海外展開及び越境EC(国外向けネット販売)の拡大、海外向け商品企画・プロモーションの高度化、新規顧客層の獲得を通じた収益力強化といったシナジーが実現することで、対象者の企業価値を最大化させる具体的な蓋然性が高いものと確信しております。また、(ii)本公開買付価格(1株当たり1,900円)は2026年4月6日の対象者株式の終値1,857円に対して約2.32%、同日を基準日とする過去1ヶ月、3ヶ月、及び6ヶ月の各対象者株式市場株価終値平均値対比でそれぞれ、約7.16%、9.26%、及び23.38%のプレミアムを付けるものであり、対象者株式の過去の約28年間(1998年3月20日から2026年4月6日)の株価と比較して最高値となります。公開買付者は、現在の対象者株式の市場内での取引量(目安として、対象者株式の市場内取引の直近3ヶ月(2026年1月1日から2026年3月31日まで)の平均売買高は3,328株です。)及び取引価格を踏まえると、本公開買付価格において本公開買付けを実施することで、株主の皆様に対して、市場内取引では実現が困難と考える数量及び価格で、その所有する対象者株式の売却機会を提供できると考えております。これらの点から、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。なお、本届出書提出日現在において、対象者の賛同は得られておりませんが、堅果テクノは、本公開買付けの開始後、対象者の経営陣に対して改めて面談の機会を申し入れ、本公開買付けの目的及び意義について丁寧にご説明し、ご理解を得られるよう努める所存です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付け者の概要

公開買付け者は、東証スタンダードに上場している対象者株式の一部(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するために、無限責任組合員である堅果テクノにより、2026年2月16日に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。堅果テクノは、Capital Nutsの日本市場における継続的な投資活動及び投資先支援の協力窓口としてCapital Nutsの総経理(法定代表者)である王氏により設立された、日本国内において継続的に投資機会の探索、投資の実行及び投資先企業への経営支援等を行うことを主たる目的とする株式会社です。堅果テクノの発行済株式の全てを王氏が所有していることにより、公開買付け者は、堅果テクノを通じてCapital Nutsが有する投資実績、海外ネットワーク及び投資先支援の知見等を背景に、日本市場における投資活動及び投資先支援を遂行する体制を構築しております。

Capital Nutsは、中国に拠点を置き、サプライチェーン・消費・テクノロジーイノベーション分野に特化し、海外進出又はグローバル化プロジェクトに投資する投資会社です。Capital Nutsは、主として、インターネットその他のデジタル技術を活用して一般消費者向けに提供されるサービス又はプロダクトに関する事業分野において、創業期から成長期にある投資案件への投資を行っております。また、Capital Nutsにおける投資の平均所有期間は概ね8年から10年であり、投資先事業の成長には一定の期間を要するとの考え方の下、短期的な利益の獲得を目的とするのではなく、中長期的な企業価値の向上を通じた価値成長を基本方針としております。投資収益については、短期的な配当収入に依拠するのではなく、中長期的な株価上昇(所有株式の価値の増加)によって実現されることを想定しております。同社の投資チームは、これまで中国、米国、日本、ブラジル、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦において累計100社以上に投資した実績があり、その運用規模は300億円以上です。投資先の過半数がグローバル市場向けの製品・サービス提供企業であり、投資先の主要なIPOの実績としては、賽維時代科技股份有限公司(Shenzhen Sailvan Ecommerce Co., Ltd.)、易点天下網絡科技股份有限公司(Easy Click Worldwide Network Technology Co., Ltd.)、深圳市綠聯科技股份有限公司(Ugreen Group Limited)、青瓷遊戲有限公司(Qingci Games Inc.)、景津裝備股份有限公司(Jingjin Equipment Inc.)があります。特に、賽維時代科技股份有限公司(テクノロジーを基盤とするクロスボーダーEコマース企業)、易点天下網絡科技股份有限公司(企業向けグローバルインテリジェントマーケティングサービス企業)、深圳市綠聯科技股份有限公司(デジタル周辺機器・充電機器等を企画・製造・販売する企業)は、Capital Nutsが初期段階から関与し中国において上場に至りました。また、投資先が日本で展開するブランドとしては、深圳市綠聯科技股份有限公司の「UGREEN」、株式会社EPEIOS JAPANの「EPEIOS」、深圳木叶创新科技有限公司(Shenzhen Shu Ye Chuang Xin Technology Co., Ltd.)の「Laifen」、深圳市唯迹科技有限公司(Shenzhen Wei Ji Technology Co., Ltd.)の「Ulanzi」があり、一定の成果を上げていると考えております。

② 対象者の概要

対象者第56期有価証券報告書及び対象者のホームページによれば、対象者の概要は以下のとおりです。

対象者は1969年12月に設立され、1996年6月には日本証券業協会(店頭)において対象者株式を店頭登録し、上場したとのことです。その後、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、対象者株式は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場され、その後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

また、対象者第56期有価証券報告書によれば、対象者グループ(対象者及び対象者の関係会社)は、対象者及び持分法適用関連会社1社により構成され、以下のとおり、フィッシング事業及びアウトドア事業を主な事業内容としているとのことです。

a) フィッシング事業

ルアー(プラスチックや金属性の疑似餌又はそれを用いた釣りの手法)やフライフィッシング(鳥の羽や獣毛等を用いて水生昆虫などに似せて作られた毛針(フライ)と、専用の重さのある釣り糸(フライライン)を利用して仕掛けを投げる釣りの手法)用品など釣具の企画・開発、輸出入及び販売を行っているとのことです。近年は競争が激化した海釣り用品から撤退し、同社の強みであるフライフィッシング用品や淡水向けルアー用品に注力しているとのことです。また、欧米市場への展開など海外展開の強化にも取り組んでおり、中長期的成長の重要な柱と位置付けているとのことです。

b) アウトドア事業

オリジナルのアウトドアブランド「Foxfire(フォックスファイヤー)」を中心に、アウトドア向け衣料品やアクセサリ等の企画・開発・販売を行っているとのことです。同ブランドはフライフィッシング分野から発展したものであり、フィッシング事業と一体不可分の位置付けとのことです。商品ラインナップをアウトドアウェアに絞り込む構造改革を進めつつも、フィッシング事業とのシナジーを活かした展開を図っているとのことです。

また、対象者は「Think in the field」をスローガンに掲げ、自然のフィールドから培った知恵をもとに人々の幸福に寄与する商品やサービスを創り出すユニークな会社を目指すことを経営の基本方針とし、外部環境の変化に順応しつつ自社の強みであるブランド力の強化、インターネット活用及びグローバル展開並びに両事業の有機的連携強化によって利益水準の向上を図ることを経営戦略の基本としているとのことです。そして、対象者においては、これら経営戦略に基づき、収益性を一層向上させること及び事業基盤を強化させることが大きな課題であると認識しているとのことです。現在は、世界的な物価上昇に加えて円安による影響も加わり、原材料価格や物流コスト等の上昇等、対象者は引き続き厳しい環境に置かれているため、こうした状況にも耐えうる社内体制を築き、安定した収益の確保を目指す取り組みを行っているとのことです。具体的には、①エンドユーザーとの結びつきを強めるため、会員制度の強化やイベント・キャンペーンの実施などを行い「お客様との接点」を強化すること、②オンライン取引拡大に対応し、商品構成やプロモーションの最適化を図る「EC分野」を強化すること、③主にフライフィッシング分野で進めていた海外展開を他の分野にも拡大し、世界の顧客に自社商品やアウトドア活動を提供するべく「海外への展開」を強化すること、④フィッシング事業において、キャンプ等の他のアウトドア活動とフィッシングを融合させることにより釣り人口の拡大を促すとともに、動画配信やSNS等デジタル施策により、販売促進を強化すること、⑤アウトドア事業において自社アウトドア衣料ブランド「Foxfire(フォックスファイヤー)」の認知度向上と顧客数増加を目指して、商品開発力・顧客サービスの強化や直営店舗の効率化・販売チャネル見直しを行うこと等の取り組みを行っているとのことです。

③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

2025年11月上旬、Capital Nutsは、グローバルに成長余地のある日本企業への投資機会を検討しておりました。そこで、Capital Nutsが特化しているサプライチェーン・消費・テクノロジーイノベーション分野と親和性が高いと考えられる、ブランド資産や製品開発力を有する企業に着目して候補企業を探す中で、2025年11月中旬、対象者のホームページ上の公開情報を確認いたしました。対象者は、フィッシング事業とアウトドア事業において、ニッチながら堅実なブランド力を持つ企業という強みがあるため、Capital Nutsの有する国際ネットワークや経営資源を結合することで大きなシナジーが見込めるのではないかと考えるに至りました。その後、Capital Nutsは、2025年12月上旬より対象者に関する公開情報の収集・分析を開始し、対象者の財務内容や市場環境、事業上の課題について独自の検討を重ね、対象者が展開する事業の状況について、大要以下の通りの認識を得るとともに評価を行いました。

対象者の直近の業績は低迷しており、その企業価値は市場において十分に評価されていない状況にあると考えています。実際、対象者の売上高は2024年11月期(第55期)において約32億1,200万円と2023年11月期(第54期)から5.6%減少し、2025年11月期(第56期)においても約32億1,900万円(2024年11月期(第55期)から0.2%増)にとどまっており、また、2025年11月期(第56期)において、対象者の営業損益は9,800万円の損失(前期は3,000万円の営業損失)、経常損益も8,500万円の損失(前期は2,400万円の経常損失)を計上するなど、収益力の悪化が顕在化していると考えております。

この業績悪化の要因としては、コロナ禍における「密」を避ける安全なレジャーとして釣りやアウトドア活動への参加者が急増したことに伴う需要増の反動減による釣用品市場の在庫調整局面の長期化や、記録的な暖冬による防寒着等の冬物重衣料の需要減退、残暑等の異常気象による秋物衣料の販売機会の喪失といった季節要因に起因するアウトドア衣料品の販売不振など、対象者を取り巻く事業環境の厳しさが挙げられると考えております。さらに、円安に伴う原材料価格や物流コストの高騰も重なり利益率は低下傾向にあり、こうした外部環境の逆風下で業績は伸び悩んでいる状況と考えています。現状、現在の経営体制による従来戦略だけでは十分な打開策となりえていないのが実情であると考えています。

さらに、対象者の経営課題としては、中長期的な成長戦略の明確化とその遂行が急務である点が指摘できると考えております。対象者自身、ブランド力の強化やEC(電子商取引)分野の拡充、海外市場への展開強化を中期的な重点課題として掲げており、近年SNSを活用したコンテンツ・マーケティングによる新規顧客獲得策に取り組むなどの施策も講じています。しかしながら、現時点ではこれら施策の成果は限定的であり、収益基盤は国内市場に偏重したままで(対象者が2026年1月16日に提出した「決算説明補足資料 第56期 2025年11月期」によれば、第56期の輸出比率は4.9%程度に留まります)、依然として従来型の販売チャネルに依存した事業構造から脱却できていない状況と考えています。特に、対象者の商品は、消費者からその品質やデザイン面で高い評価を得ていると考えているものの、グローバル規模でのブランド展開が遅れていることは大きな機会損失となっていると考えています。以上のような現状認識から、対象者には経営体制及び経営戦略の一層の強化や、新たなパートナーシップによるテコ入れが必要であると考えられます。

堅果テクノ(2025年12月24日設立)は、Capital Nutsにおける上述した対象者事業への理解を経て、2026年1月上旬頃、事業構造改革や海外展開の加速により企業価値を飛躍的に向上させ得る施策を検討・策定いたしました。具体的な施策の概要は以下のとおりです。

a) 事業改革と収益構造の改善

対象者の事業ポートフォリオとコスト構造を見直し、収益性向上を図ります。具体的には、在庫管理の適正化やサプライチェーンの効率化により原価率の改善を目指すとともに、運営面ではデータに基づく運営モデル(ユーザー属性分析、精密な広告・販促投下、スマート在庫管理等)を導入し、需要変動局面における在庫・販促の精度を高めることで収益力の底上げを図ります。また、越境サプライチェーン資源を統合し、物流・配送ルートの最適化によって物流費の低減及び注文から納品までの期間短縮等を実現し、円安局面も含めたコスト上昇圧力に対する耐性を高めます。

加えて、堅果テクノは、Capital Nutsが投資先の企業を通じて有する調達ネットワークを活用して原材料・製造コストの低減を支援します。さらに、不採算事業や商品ラインの見直しを行い、経営資源を成長分野に集中投入することで、安定した収益基盤を構築します。これにより、近年課題となっている利益率の低下傾向を是正し、中長期的な利益成長を実現します。

b) デジタル戦略・EC分野の強化

対象者のEC(電子商取引)事業及びデジタルマーケティングを、運営高度化の中核として強化します。具体的には、対象者のD2C(消費者への直接販売)型ECシステムを全面的に高度化し、日本語及び英語の公式オンラインストアの最適化、Amazonの公式旗艦店(フラッグシップ店)の高度化並びにAmazonの海外各国サイトの運営能力強化を行います。さらに、主要販売国において主要ECプラットフォーム上のブランド店舗を開設し、販路拡大を図ります。

対象者は従前より「お客様との接点」強化や「コンテンツ・マーケティング」に取り組んでいますが、堅果テクノは、過去の投資実績により蓄積したEC運用ノウハウ等を投入し、オンラインとオフラインを融合した顧客体験の創出も含めて、施策の実行速度と再現性を高めます。

c) 海外展開の加速とグローバル戦略

堅果テクノは対象者の商品・ブランドの海外市場進出を包括的に支援します。具体的には、既存の日本市場を基盤としつつ、経済成長に伴うアウトドアレジャーへの関心の高まりが著しい中国・東南アジアや、高品質な日本製釣具・アウトドア用品に対する底堅い需要と成熟した市場基盤を有する欧米の海外の高潜在市場を開拓するとともに、日本国内市場の浸透も深化させます。その際、ECチャネル構築及びグローバルなブランド推進を重点領域として位置付け、新たな成長余地を創出します。また、主要な国際的アウトドア・釣具見本市への出展、多言語対応の越境ECサイトと連動したデジタル・マーケティングの展開等の世界規模でのブランド推進活動を開始し、欧米・アジアの釣り・アウトドア分野の主要KOL(影響力のある発信者)・著名人・専門コミュニティとの協力等により、主要層(コア層)におけるブランド影響力を高めます。これにより、直近期に輸出比率が限定的に留まっている状況を踏まえつつ、国内市場に依存しない成長機会を創出することを目指します。

d) 戦略的提携・M&Aによる相乗効果創出

対象者の企業価値向上のため、必要に応じて他社との戦略的提携やM&Aも検討します。堅果テクノの参画により、対象者の既存のネットワークに留まらない新たな協業機会をグローバルに開拓し、対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上を実現することが可能と考えています。

具体的には、グローバル市場において高いブランド認知度を確立していると考えられるアウトドアブランドと共同でコラボ商品(連名商品)を開発し、双方のブランド力を活用して製品の付加価値(プレミアム)を高める等、提携による相乗効果の最大化を図ります。また、堅果テクノは資本面でのバックアップを行うことで、対象者が将来的な投資案件に迅速かつ柔軟に取り組める体制を整えます。これらの施策を通じ、対象者とシナジーを有する事業機会を取り込み、収益源の多角化を図ります。

また、堅果テクノは、対象者の直近の業績低迷及び中長期的な成長戦略の停滞が、外部環境の悪化のみならず、従来の販売チャネルや国内市場への過度な依存という事業構造上の課題に対し、現経営陣が有効な対応策を講じ得ていないことに起因する構造的な問題であると考えました。そのため、堅果テクノの十分な資金の投入及び投資実績に基づく経営ノウハウを最大限反映することによりa)乃至d)の施策を一体として推進し、対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上を実現するためには、公開買付者が対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することにより最適な経営体制を構築することが必要であると考えました。具体的には、(i)EC及びブランド運営の経験が豊富な適任者を代表取締役として選任し、事業転換及びグローバルなブランド拡張等を主導させること、(ii)対象者の既存の中核的な経営チーム(日本国内市場の運営、供給網(サプライチェーン)管理、製品研究開発、顧客サービス等を担当する主要役員を含みます。)を一部留任(役職の見直し・変更を含みます。現在の従業員については、既存の労働契約及び福利厚生を維持する方針です。)又は適材適所への配置転換等により引き続き対象者の事業運営に関与させ、日本市場に対する深い知見と蓄積された経営資源を十分に活用しつつ、業績連動型のインセンティブ制度を導入すること、(iii)戦略の実行及び部門横断の協力を統括し、経営上の調整課題を適時に解決する経営委員会を設置し定期的に開催すること、(iv)海外展開、EC運営、デジタル販売等について豊富な業務経験を有する従業員の派遣及びこれらの分野についての専門研修を既存従業員向けに実施することを通じて、上記a)乃至d)の施策に基づく対象者の企業価値及び株主共同の利益の向上が実現できると考えました。

2026年1月中旬頃、堅果テクノは、これら(i)乃至(iv)の経営体制の構築を迅速かつ確実に実行するためには、公開買付者が対象者の経営に対し直接的な影響力を有する必要があることから、対象者の主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが可能な水準の対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することが必要であると考えに至りました。他方で、堅果テクノは、上記(i)乃至(iv)の経営体制の構築は、上場会社として経営の透明性が維持される中で実施されるべきと考えてました。また、対象者を完全子会社化する場合、上場廃止に伴い対象者が長年築き上げてきたアウトドア・釣具ブランドとしての社会的信用を低下させ、取引先との関係性に悪影響を及ぼすことや、従業員のモチベーション低下や従業員の流出を招く懸念があると考えました。そこで、対象者の上場維持を前提としつつ、経営体制の再構築と上記a)乃至d)の施策を推し進めるための実行力を確保するための所有割合を検討し、2026年1月中旬時点で判明していた対象者の過去5年間(2021年から2025年)の定時株主総会における議決権行使の割合がいずれも80%を超えないことに鑑み、これらの議決権行使の割合を前提とした場合に過半数を占めることができる所有割合である40%以上の株式を少なくとも取得する必要があると考えました(注1)。

(注1) なお、「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年2月26日に開催された対象者の定時株主総会における議決権行使の割合は86.35%に達したため、当該最新の行使割合を前提に、3月2日、本公開買付けの買付予定数の下限を43.18%に設定しております。

以上の分析・準備を経て、堅果テクノは、対象者に対する投資方法・時期を検討していたところ、対象者が、2025年12月23日に株式会社キャピタルギャラリーから2026年2月26日開催予定の対象者の定時株主総会において社外取締役4名を選任する旨の株主提案を行う旨の書面を受領したことを受けて、2026年1月20日に「株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ」を公表し、株式会社キャピタルギャラリーの当該株主提案に反対意見を示したことを確認し、株式会社キャピタルギャラリーと対象者間において対象者の経営権に関し意見の対立が顕在化したことを認識しました。そして、堅果テクノは、上述のとおり、堅果テクノの十分な資金供給と投資実績に基づく経営ノウハウを活用すれば対象者の企業価値を向上させることができると考えていた一方で、対象者の経営権を巡る対立が長期化し、経営基盤自体が不安定な状態に置かれれば、経営陣が恒常的に当該対立への対応に多大な時間と人的リソースを割かざるを得ず、事業上の迅速かつ果敢な経営判断に支障を来し、対象者の事業競争力の低下や重要な事業機会の喪失を招き得ると考えました。その結果、堅果テクノが上述のとおり検討・策定した施策の実行の前提として把握していた対象者の企業価値そのものが毀損される結果となり得ると考えるに至りました。そこで、堅果テクノは、2026年2月2日、株式会社キャピタルギャラリー及びその代表取締役である青山氏に対して、(i)対象者株式を所有割合が少なくとも40%になるまで取得し、主要株主として対象者の経営に関与することにより対象者の企業価値の向上を実現させる施策の構想があること及び当該施策の具体的内容(上記a)乃至d))、(ii)当該施策の前提としている対象者の事業競争力を維持する観点からは、公開買付者が対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することを通じて顕在化した経営権を巡る対立を速やかに鎮静化させることが急務であること、(iii)対象者株式の取得の方法として下限を40%、上限を60%とする本公開買付けを実施することを考えていること、(iv)対象者にも、公開買付者の対象者への資本参加について協議の機会を提供し、対象者の意向を確認する予定であること、(v)下限を40%、上限を60%とした理由(詳細は上記「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。)を説明し、本公開買付けを通じて株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏が所有する対象者株式を一株1,900円(2026年2月2日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,790円に対して6.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,659円に対して14.53%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,497円に対して26.92%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,282円に対して48.21%のプレミアムを加えた価格となります。)で買い取りたい旨(また、同日以降の対象者株式の株価の変動状況にかかわらず、当該価格で本公開買付けを実施することを考えていること)を申し入れたところ、2月4日、株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏は、堅果テクノの提案した施策に合理性があり、対象者の企業価値を向上させると考えられることから、堅果テクノが対象者の主要株主として経営を主導することが望ましいとの考えを示し、本公開買付けへの応募について賛同するに至りました。2月5日、堅果テクノは、青山氏を通じて、株式会社キャピタルギャラリーの上記株主提案に賛同していた大谷氏及び株式会社人生設計の紹介を受け、大谷氏及び株式会社人生設計に対しても、株式会社キャピタルギャラリー及び青山氏に対するのと同様の説明を行い対象者株式の買取りを申し入れたところ、大谷氏及び株式会社人生設計は、堅果テクノの提案した施策に合理性があり、対象者の企業価値を向上させると考えられることから、公開買付者が対象者の主要株主として経営を主導することが望ましいとの考えを示し、本公開買付けへの応募について賛同をす

るに至りました。2月6日、堅果テクノ及び各応募合意株主との間で応募契約について協議を開始しました。また、堅果テクノは、当該応募合意株主の賛同を経て、2026年2月16日、堅果テクノを無限責任組合員とする公開買付者を組成しました。2026年2月18日、堅果テクノは、早急に対象者の企業価値の保全を図る観点から、対象者に対して、(i)Capital Nutsは、対象者のアウトドアおよびフィッシング関連事業が海外市場においても大きな成長可能性を有するものと認識していること、(ii)近年、消費行動の変化や市場環境の変動に伴い、ECチャネルの強化および海外展開の重要性が一層高まっている中で、対象者としても新たな成長機会の創出に向けた取り組み模索していると認識していること、(iii)Capital Nutsとして、対象者のECチャネルの強化や海外展開について、具体的な施策を共に検討できると考えており、資本面での支援を含む形での協働関係を構築することを希望していること、(iv)対象者の企業価値向上を長期的に支援することを主眼としたパートナーシップの構築を志向していることから、単なる少数出資にとどまらず、経営への関与を可能とする相応の持分取得により安定株主としての立場を確立したいと考えていること、(v)過半数の株式取得を含む資本構成の見直しが検討対象となり得る可能性も含め、対象者への資本参加の在り方について協議したいので至急お時間をいただきたいこと、を内容とする書面を送付いたしました(なお、対象者への説明の便宜を図る観点から、当該書面の名義人を投資実績のあるCapital Nutsとしておりますが、書面送付の主体は堅果テクノです。)。また、同日、対象者へ電話にて連絡を行ったところ、対象者の代表取締役である酒井誠一氏から、定時株主総会の準備のため多忙であることから、当面の間、協議に応じることは困難である旨の回答を受けました。これを受け、堅果テクノは翌2月19日、対象者に対し、提案内容の検討を促すとともに、定時株主総会終了後の落ち着いたタイミングで連絡をいただきたい旨の電子メールを酒井誠一氏宛てに送信しました(同日以降、堅果テクノから対象者に対して特段の追加の申し入れや連絡等は行っておりません)。しかしながら、対象者からは、当該定時株主総会(2026年2月26日開催)が終了してから本公開買付けの公表日に至るまで、上記提案について検討を開始した旨や協議の準備が整った旨の連絡は一切ありませんでした。3月2日、堅果テクノは、本公開買付けの下限を43.18%に変更し(変更の経緯は、上記注1をご参照ください。)、各応募合意株主に下限を43.18%に変更することを伝達したところ、各応募合意株主より応諾する旨の回答がありました。3月6日、堅果テクノは、青山氏より、各応募合意株主を代表して、対象者との協議状況についての照会を受けました。堅果テクノが対象者から連絡がないことを伝達したところ、青山氏より、応募合意株主の総意として、対象者の同意の有無にかかわらず、本公開買付けを可能な限り速やかに実施してほしいとの強い要請を受けました。堅果テクノは、堅果テクノが至急の協議を申入れ、検討を促しているにもかかわらず、上記提案に対する質問もなく、堅果テクノとの協議の設定や、上記提案の検討を開始した旨の連絡もしない対象者の対応は、堅果テクノの提案について積極的に協議に応じる意向がないことの表明であると受け止めました。また、このような対象者の対応を踏まえると、仮に堅果テクノが再度の申入れを行ったとしても、対象者が速やかに前向きな対応をする蓋然性は低く、むしろ回答を先延ばしにされることで本公開買付けの実施時期が著しく遅延する可能性が高いと考えました。他方、各応募合意株主は、上記のとおり、対象者の同意の有無にかかわらず本公開買付けを可能な限り速やかに実施することを強く要請しているところ、対象者に対する再度の申入れ及びその回答を待つことにより本公開買付けの実施時期が遅延した場合には、各応募合意株主において賛同を撤回するおそれがあり、ひいては本公開買付けに影響が生じるものと考えました。また、堅果テクノは、2026年2月26日開催の対象者の定時株主総会において、株式会社キャピタルギャラリーによる社外取締役選任に係る株主提案(大谷氏、高野浩史氏、渥美陽子氏及び青山氏の社外取締役への選任議案)は否決されたものの、大谷氏の選任議案は45.29%、高野浩史氏の選任議案は45.30%、渥美陽子氏の選任議案は45.25%、青山氏の選任議案は賛成割合：45.29%もの賛成割合を得ており、かつ、株式会社キャピタルギャラリーは依然として対象者の株主としての地位を有することから、対象者の経営陣と株式会社キャピタルギャラリーとの間の経営方針を巡る根本的な対立構造が解消されたわけではないと考えました。堅果テクノとしては、このまま株式会社キャピタルギャラリーと対象者間の対象者の経営権を巡る対立が長期化し、経営基盤自体が不安定な状態に置かれれば、経営陣が恒常的に当該対立への対応に多大な時間と人的リソースを割かざるを得ず、事業上の迅速かつ果断な経営判断に支障を来し、対象者の事業競争力の低下や重要な事業機会の喪失を招き得るため、事態は極めて緊急を要する状況にあると考えました。そのため、4月6日、対象者の賛同を待つことなく、対象者の株主の皆様に対して直接、公開買付者が、対象者の経営に関与する主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的として、対象者株式を取得することの是非を問うべく、速やかに本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、公開買付者は、同日、本公開買付価格を1,900円に正式に決定したこと(価格決定の経緯の詳細は下記をご参照ください。)を各応募合意株主に伝達したところ、各応募

合意株主より本公開買付価格を応諾する旨の回答があり、2026年4月6日付で本応募契約を締結いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を1,069,351株(所有割合：43.18%)と定め、上限を1,485,897株(所有割合60.00%)に設定いたしました。本公開買付けにおいて買付予定数の下限を1,069,351株(所有割合：43.18%)としたのは、(i)株主総会における特別決議事項を単独で阻止するために必要となる3分の1を超える議決権割合であること、(ii)株主総会における普通決議を単独で可決するためには出席した株主の議決権の過半数の賛成が必要となること、2021年から2026年に開催された対象者の定時株主総会における議決権行使の割合は最大でも86.35%(2026年)であり、当該過去最大の行使割合(86.35%)を前提とした場合であっても、公開買付者が43.18%を取得していれば株主総会において過半数の議決権を占めることが可能となることから、43.18%が、対象者の経営に関与する主要株主として、対象者の株主総会を通じて対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが可能な水準であると考えたこと、及び(iii)対象者株式の議決権割合の過半数である1,238,495株(所有割合：50.01%)を下限とした場合には、応募株式の数の合計が当該下限に満たずに本公開買付けが不成立となるリスクが高まる一方で、下限を43.18%と設定した場合には、過半数とした場合よりも本公開買付けの成立の蓋然性が高まり、株主の皆様に対し本公開買付けが成立する見込みが高いとの印象を与えられ、それによって、本公開買付けの成立を見込んで、対象者株式の市場価格と本公開買付価格(1株当たり1,900円)の差益獲得を目的として市場において対象者株式を買い集める投資家が増加し、当該投資家からの応募が促進され、結果として、本公開買付けが成立する可能性が高まる(またそれによって、株主の皆様に対して、本公開買付けが実施されなかった場合の市場内取引では実現が困難と考える数量及び価格で、その所有する対象者株式の売却機会を提供できる)と考えたことによるものです。

また、買付予定数の上限を1,485,897株(所有割合60.00%)としたのは、(i)公開買付者は、公開買付者が安定株主として参画し対象者の企業価値を高めつつ、既存株主にも引き続き対象者の将来価値向上の果実を享受していただける体制を構築するべく上場を維持し、かつ本公開買付けによる売却を希望する応募合意株主以外の対象者の株主の皆様にも対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を、全部買付け義務が発生しない、買付け後の公開買付者の株券等所有割合が3分の2未満となる範囲において可能な範囲で多い株式数とするべきと考えたこと、(ii)他方で、本公開買付けの成立により対象者の流通株式比率は18.22%~5.75%となり、対象者株式の流通株式比率が、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%(なお、対象者の上場維持基準の基準日は、事業年度の末日である毎年11月30日です。)を下回るところ、下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、2026年の上場維持基準の基準日である2026年11月30日(又は2026年11月30日に適合しなかった場合の改善期間の末日である2027年11月30日)までの間に、当該基準を満たす水準まで流通株式数を回復させる措置を実行することにより上場廃止を回避し得る現実的に可能な上限の範囲が60%であると考えたことによるものです。また、60%という比率において、公開買付者以外の対象者の株主が、株主総会における特別決議事項を阻止するために必要となる、3分の1を超える議決権割合を所有することとなり、株主総会における特別決議事項については、残存株主の皆様のご意見が反映され得る形で経営が維持されることになるため、公開買付者は、60%という上限の設定により、本公開買付けは対象者を非上場化することなく、公開買付者が安定株主として参画することで対象者の企業価値を高めていくための戦略的パートナーシップを構築することができるものと考えております。

また、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたって、対象者が2022年2月25日付で提出した「第52期有価証券報告書」、対象者が2023年2月24日付で提出した「第53期有価証券報告書」、対象者が2024年2月26日付で提出した「第54期有価証券報告書」、対象者が2025年2月27日付で提出した「第55期有価証券報告書」、及び対象者第56期有価証券報告書、並びに各有価証券報告書の第一部「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」及び「第5 経理の状況」欄、並びに対象者中期経営計画等の公開情報を分析しました。その結果、公開買付者が対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することで最適な経営体制を構築し、上記a)乃至d)の施策を推進することができれば、対象者の業績及び資本効率が長期的に改善し、対象者の中長期的な観点での潜在的な企業価値及び株式価値は向上するとの想定の下、応募株主に対して相応の価値を提供すべく、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付すことといたしました。

具体的には、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑み、市場における株価の動向、すなわち公表日である2026年4月6日の終値1,857円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値である1,773円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値である1,739円、及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値である1,540円を参照し、これらを基礎として、株主に提示すべきプレミアム水準を含めた本公開買付価格の水準を検討しました。また、本公開買付けに対する応募の見通しという観点から、対象者の取締役会からの賛同を事前に取り付けていないことも踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただき、所定の買付予定数の確保を図るためには、上記の平均株価に対して一定のプレミアム水準を確保することが必要であると判断しました。かかる検討の結果、公開買付者は、2026年4月6日、本公開買付価格を1,900円と決定いたしました。

本公開買付価格(1,900円)は、公表日である2026年4月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,857円に対して2.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,773円に対して7.16%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,739円に対して9.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,540円に対して23.38%のプレミアムを加えた価格となります。公開買付者は、本公開買付価格が対象者株式の過去の約28年間(1998年3月20日から2026年4月6日)の株価と比較して最高値であること(注1)、及び現在の対象者株式の市場内での取引量(目安として、対象者株式の市場内取引の直近3ヶ月(2026年1月1日から2026年3月31日まで)の平均売買高は3,328株です。)及び取引価格を踏まえると、市場内取引では実現が困難と考える数量及び価格で、本公開買付けにより対象者株主に対しその所有する対象者株式の売却機会を提供できると考えております。

なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析については、プレミアムの水準は各事例当時の市場株価や公開買付者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の賛同なく行われるものであり、対象者株式を取得し、対象者の経営に関与する主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的とし、下限を43.18%、上限を60.00%としているところ、本公開買付けに類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある類似事例を抽出することは困難であることから、算定方法として適切でないと考え、本公開買付価格の検討上は考慮しておりません。

また、類似会社比較法については、事業内容・収益構造等が近似する上場会社を選定し、PER、PBR、EV/EBITDA倍率、EV/売上高倍率等の株価指標を基礎として評価する手法であるところ、本件では、対象者が釣具事業及びアウトドアアパレル事業という独自の事業構成を有するため事業内容や規模感が近い上場類似企業の選定が困難であり、加えて、対象者が直近2事業年度(第55期及び第56期)において当期純損失(第55期：109百万円、第56期：128百万円)を計上していることからPERやEV/EBITDA倍率等の利益を基礎とする主要指標を適用することが困難であるため、採用しておりません。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)については、対象者の将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に換算して評価する手法であり、将来の事業計画等の合理性の検証が不可欠であるところ、本件では、本公開買付けが対象者の同意なく行われるため公開買付者において詳細なデュー・ディリジェンスを実施できず、将来事業計画等の非公開情報を入手できない中では合理的な前提を設定することが困難であり、また、直近2事業年度における当期純損失の状況を踏まえると、公開情報のみを前提として対象者単独での将来の安定的なフリー・キャッシュ・フローを合理的に見積もることも困難であるため、適切な算定ができないと判断し、採用しておりません。

なお、公開買付者は、上記の検証を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(注1) 対象者の株価(終値)は、1998年3月20日以降、2026年4月6日に至るまでの約28年間に於いて446円から1,857円の範囲を推移しており、本公開買付け価格を上回ったことは一度もありません。また、過去の長期間の推移のみならず、現在の対象者の事業環境及び直近の株式市場における評価をより適切に反映した期間における株価水準との比較を示す目的で、直近12ヶ月間(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の株価推移を確認したところ、同期間においては720円から1,885円の範囲を推移しています。直近12ヶ月間としたのは、対象者はアウトドアに関する事業を展開しており、その業績は季節要因(四季)の影響を強く受けると考えられることから、対象者の直近の業績動向を正確に反映させる期間としては、四季が一巡する12ヶ月間を参照することが合理的であると判断したためです。

④ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、上記「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の直近の業績低迷及び中長期的な成長戦略の停滞が、外部環境の悪化のみならず、従来の販売チャネルや国内市場への過度な依存という事業構造上の課題に対し、現経営陣が有効な対応策を講じていないことに起因する構造的な問題であると認識しており、対象者の企業価値の回復・向上のための施策を早期に実施するためには、対象者とも協議の上、対象者の役員の一部又は一部を変更し、最適な役員体制及びガバナンス体制を実現することが必要であると考えております。具体的には、公開買付者は、EC及びブランド運営の経験が豊富な適任者を代表取締役として選任し、事業転換及びグローバルなブランド拡張等を主導させるとともに、対象者の既存の中核的な経営チーム(日本国内市場の運営、供給網(サプライチェーン)管理、製品研究開発、顧客サービス等を担当する主要役員を含みます。)の一部留任(役職の見直し・変更を含みます。現在の従業員については、既存の労働契約及び福利厚生を維持する方針です。)又は適材適所への配置転換等により引き続き対象者の事業運営に関与させることで、対象者における日本市場に対する深い知見と蓄積された資源を十分に活用する方針のもと経営体制を構築し、上記「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のa)乃至d)を実施することを考えております。そのためには、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者株式を取得し、所有割合が43.18%以上(「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、43.18%は、2021年から2026年に開催された対象者の定時株主総会における過去最大の行使割合(86.35%)を前提とした場合であっても、過半数の議決権を占めることが可能となる割合であり、公開買付者は、43.18%の所有割合は、主要株主として、対象者の株主総会を通じて対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することが可能な水準であると考えております。)の主要株主となり、公開買付者の主導のもとで経営陣を再構築することが不可欠であると考えております。また、このような再構築により、上記「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の株式会社キャピタルギャラリーと対象者との間の経営権を巡る対立が根本的に解消されると考えております。そのため、公開買付者は、対象者の役員の一部又は一部を変更するため、本公開買付けの成立後可及的速やかに、対象者とも協議の上、対象者の臨時株主総会を開催する予定です。なお、公開買付者は、株式会社キャピタルギャラリーを含む応募合意株主と対象者役員の候補や経営方針について何ら合意をしておらず、本公開買付けの成立後も意見を求める予定はありませんが、応募合意株主は、本応募契約の締結時点で所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するため、本公開買付けの成立後は経営権をめぐる対立からは退くと考えられ、公開買付者と応募合意株主との間に、経営権をめぐる対立は生じないと考えております。公開買付者の考える最適な役員体制案については、以下のとおり現時点で確定しておりませんが、本公開買付けの成立後、対象者とも協議の上で公開買付者において役員体制案を確定した後、対象者において当該体制案への賛同が得られた場合には、対象者の取締役会を通じて、最短の日程で当該臨時株主総会が開催されることを目指します。他方で、公開買付者は本書提出日現在において対象者の株主ではなく、本公開買付けの決済日から起算して6箇月間は会社法297条1項に基づく株主総会の招集請求権を行使できないため、仮に対象者からの賛同が得られない場合には、最短でも当該期間経過後の2026年11月下旬に招集請求権を行使することになります。本書提出日現在においては、本公開買付けの守秘性の観点から、本公開買付けの公表・開始前に対象者の役員候補者となりうる人物との十分な接触ができていないため、現時点で具体的な取締役候補者を確定しておらず、今後、適任者の探索及び選任手続(なお、2026年2月26日開催の対象者の定時株主総会においてなされた株式会社キャピタルギャラリーによる社外取締役選任に係る株主提案(大谷氏、高野浩史氏、渥美陽子氏及び青山氏の社外取締役への選任議案)は公開買付者の意向を一切反映したものではないため、対象者の取締役選任候補については、公開買付者が独立して探索・選定することを予定しております。)を進める予定です。

また、公開買付者は、従業員保護の観点から、現在の従業員の既存の労働契約及び福利厚生を維持する方針であり、あわせて既存の従業員に対し、EC運営・デジタル販売促進等に関する専門研修を実施するなど、新たな事業モデルへの適応を支援する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、応募合意株主との間で、同一の契約書において、2026年4月6日付で、それぞれが所有する対象者株式の全て(合計所有株式：709,600株、所有割合の合計：28.65%)を本公開買付けに応募する旨を合意しています。なお、本応募契約を除いて、公開買付者と応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付けの支払いを除き、応募合意株主に対して本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約の概要は以下のとおりです。

- ・ 応募合意株主による応募の前提条件は定められておりません。
- ・ 応募合意株主は、本公開買付けに応募した後、本公開買付けの期間の末日に至るまで、本応募の撤回その他本公開買付けに係る契約の解除をしてはならないとしています。
- ・ 本応募契約は、本公開買付けの決済が開始され、本株式の全部の移転が実行された日か、又は本公開買付けが撤回され、又は不成立により終了した日のいずれか早い日において、終了するとされています。
- ・ 応募合意株主は、本応募契約締結日後、本決済開始日までの間、本応募契約に基づく本公開買付けへの応募を除き、全ての対象者株式の売却、担保設定その他の処分その他本公開買付けの実現に悪影響を及ぼす一切の行為を行わず、また、第三者との間で競合取引を行わないものとし、第三者から競合取引に係る提案を受けた場合は、公開買付者に対し、その旨を直ちに通知するとともに、当該提案への対応について公開買付者及び対象者との間で誠実に協議するものとされています。
- ・ 本応募契約の当事者は、本応募契約に定める表明及び保証(注1)又は義務の違反に起因又は関連して相手方当事者に損害、費用その他損失(直接間接を問わず、合理的な弁護士費用を含みます。以下「損害等」といいます。)を生じさせた場合、相手方当事者に違約金として2億円を支払うほか、相手方当事者に対し、かかる損害等の補償をする義務を負うこととされています。但し、不可抗力(投資又は国際送金についての規制又は制約その他司法・行政機関等の判断等その他のいずれの当事者の責めにも帰することのできない事由を含みます。)によって本契約上の義務を履行できない場合は、違約金、その他損害賠償責任について免責されるものとしています。

(注1) 本応募契約において、応募合意株主は、①応募合意株主の属性、②本応募契約の適法かつ有効な締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在及び必要な手続の履践、③本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、④本応募契約の適法性、有効性及び強制執行可能性、⑤応募合意株主が所有する応募合意株式に対する権利及び⑥反社会的勢力との関連性の不存在について表明及び保証を行っております。

また、上記のほか、本応募契約においては、一般条項が規定されております。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無

本公開買付け後に対象者株式を取得する予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。本公開買付けの成立により対象者の流通株式比率は18.22%(下限で成立した場合)~5.75%(上限で成立した場合)となり、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である25%を下回ります。

もっとも、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、公開買付者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「(4) 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、可及的速やかに、対象者とも協議の上、対象者の臨時株主総会を開催し、対象者の役員の一部又は全部を変更し、最適な役員体制及びガバナンス体制を実現する予定である(対象者とも協議の上で公開買付者において役員体制案を確定した後、対象者において当該体制案への賛同が得られた場合には、対象者の取締役会を通じて、最短の日程で当該臨時株主総会が開催されることを目指します。他方で、公開買付者は本書提出日現在において対象者の株主ではなく、本公開買付けの決済日から起算して6箇月間は会社法297条1項に基づく株主総会の招集請求権を行使できないため、仮に対象者からの賛同が得られない場合には、最短でも当該期間経過後の2026年11月下旬に招集請求権を行使することになります。)と、これにより、役員等所有株式が減少するため、流通株式比率が最大(対象者の役員の一部を変更した場合(酒井貞彦氏、酒井八重子氏及び酒井由紀子氏が所有する株式は、酒井誠一氏が役員でなくなった場合に本非流通株式でなくなる)と考えられます。)で34.41%(下限で成立した場合)又は21.93%(上限で成立した場合)まで上昇します。また、対象者の役員の一部の変更により流通株式比率が25%を上回らなかったとしても、公開買付者は、本公開買付けの成立後、東京証券取引所スタンダード市場における対象者の上場維持基準の判定基準日である2026年11月30日(又は2026年11月30日に適合しなかった場合の改善期間の末日である2027年11月30日)までの間に、対象者株式の流通株式比率を東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を満たす水準に回復させる措置をとることを予定しております。2027年11月30日までに流通株式比率を上場維持基準を満たす水準に回復させることができなかった場合には、対象者株式は、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となりますが、公開買付者は、自己株式の消却や新株発行又は自己株式の処分を含む流通株式比率を向上させる施策を検討し、対象者の上場維持のために最善を尽くす方針です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年4月7日(火曜日)から2026年5月22日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年4月7日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金1,900円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたって、対象者が2022年2月25日付で提出した「第52期有価証券報告書」、対象者が2023年2月24日付で提出した「第53期有価証券報告書」、対象者が2024年2月26日付で提出した「第54期有価証券報告書」、対象者が2025年2月27日付で提出した「第55期有価証券報告書」、及び対象者第56期有価証券報告書、並びに各有価証券報告書の第一部「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」及び「第5 経理の状況」欄、並びに対象者中期経営計画等の公開情報を分析しました。その結果、公開買付者が対象者株式を取得し、主要株主として対象者の経営に関与することで最適な経営体制を構築し、「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のa)乃至d)の施策を推進することができれば、対象者の業績及び資本効率が長期的に改善し、対象者の中長期的な観点での潜在的な企業価値及び株式価値は向上するとの想定の下、応募株主に対して相応の価値を提供すべく、対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付すことといたしました。</p> <p>具体的には、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑み、市場における株価の動向、すなわち公表日である2026年4月6日の終値1,857円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値である1,773円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値である1,739円、及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値である1,540円を参照し、これらを基礎として、株主に提示すべきプレミアム水準を含めた本公開買付価格の水準を検討しました。また、本公開買付けに対する応募の見通しという観点から、対象者の取締役会からの賛同を事前に取り付けていないことも踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただき、所定の買付予定数の確保を図るためには、上記の平均株価に対して一定のプレミアム水準を確保することが必要であると判断しました。かかる検討の結果、公開買付者は、2026年4月6日、本公開買付価格を1,900円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格(1,900円)は、公表日である2026年4月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,857円に対して2.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,773円に対して7.16%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,739円に対して9.26%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,540円に対して23.38%のプレミアムを加えた価格となります。公開買付者は、本公開買付価格が対象者株式の過去の約28年間(1998年3月20日から2026年4月6日)の株価と比較して最高値であること(注1)、及び現在の対象者株式の市場内での取引量(目安として、対象者株式の市場内取引の直近3ヶ月(2026年1月1日から2026年3月31日まで)の平均売買高は3,328株です。)及び取引価格を踏まえると、市場内取引では実現が困難と考える数量及び価格で、本公開買付けにより対象者株主に対しその所有する対象者株式の売却機会を提供できると考えております。</p>

なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析については、プレミアムの水準は各事例当時の市場株価や公開買付けが妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の賛同なく行われるものであり、対象者株式を取得し、対象者の経営に関与する主要株主として対象者の経営体制の整備及び中長期的な企業価値の向上の実現に寄与することを目的とし、下限を43.18%、上限を60.00%としているところ、本公開買付けに類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある類似事例を抽出することは困難であることから、算定方法として適切でないと考え、本公開買付け価格の検討上は考慮しておりません。

また、類似会社比較法については、事業内容・収益構造等が近似する上場会社を選定し、PER、PBR、EV/EBITDA倍率、EV/売上高倍率等の株価指標を基礎として評価する手法であるところ、本件では、対象者が釣具事業及びアウトドアアパレル事業という独自の事業構成を有するため事業内容や規模感が近い上場類似企業の選定が困難であり、加えて、対象者が直近2事業年度(第55期及び第56期)において当期純損失(第55期：109百万円、第56期：128百万円)を計上していることからPERやEV/EBITDA倍率等の利益を基礎とする主要指標を適用することが困難であるため、採用しておりません。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))については、対象者の将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に換算して評価する手法であり、将来の事業計画等の合理性の検証が不可欠であるところ、本件では、本公開買付けが対象者の同意なく行われるため公開買付け者において詳細なデュー・ディリジェンスを実施できず、将来事業計画等の非公開情報を入手できない中では合理的な前提を設定することが困難であり、また、直近2事業年度における当期純損失の状況を踏まえると、公開情報のみを前提として対象者単独での将来の安定的なフリー・キャッシュ・フローを合理的に見積もることも困難であるため、適切な算定ができないと判断し、採用しておりません。

なお、公開買付け者は、上記の検証を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(注1) 対象者の株価(終値)は、1998年3月20日以降、2026年4月6日に至るまでの約28年間に於いて、446円から1,857円の範囲を推移しており、本公開買付け価格を上回ったことは一度もありません。また、過去の長期間の推移のみならず、現在の対象者の事業環境及び直近の株式市場における評価をより適切に反映した期間における株価水準との比較を示す目的で、直近12ヶ月(2025年4月1日から2026年3月31日まで)間の株価推移を確認したところ、同期間においては720円から1,885円の範囲を推移しています。直近12ヶ月間としたのは、対象者はアウトドアに関する事業を展開しており、その業績は季節要因(四季)の影響を強く受けると考えられることから、対象者の直近の業績動向を正確に反映させる期間としては、四季が一巡する12ヶ月間を参照することが合理的であると判断したためです。

算定の経緯	公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、2026年4月6日に、本公開買付け価格を1,900円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておらず、また、本公開買付け価格の決定に際して、対象者との間で協議を行っておりません。
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,485,897(株)	1,069,351(株)	1,485,897(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,069,351株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,485,897株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)にしたがって対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,858
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月30日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月30日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年11月30日現在)(個)(j)	24,741
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	60.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	60.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,485,897株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年11月30日現在)(個)(j)」は、対象者の第56期有価証券報告書に記載された2025年11月30日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第56期有価証券報告書に記載された2025年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,339,995株)から、同日現在において対象者が所有する自己株式数(863,500株)を除いた株式数(2,476,495株)に係る議決権数(24,764個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

Jトラストグローバル証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店(以下、公開買付代理人において既に口座をお持ちの場合はお取扱い部店といたします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時までに応募してください。
- ② 株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。
- ③ 応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際にはマイナンバー(個人番号)、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)(注2)
- ④ 外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)
- ⑤ 日本の居住者の個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)
- ⑥ 応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。
- ⑦ 対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。(注4)

(注1) 本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、マイナンバー(個人番号)及び本人確認書類等が必要になります(法人の場合は、法人本人の法人番号及び本人確認書類に加え、「現に取引にあたる担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。また、既に口座を所有している場合であっても、2016年1月以降、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合等、マイナンバー(個人番号)若しくは法人番号及び本人確認書類が必要な場合がありますので、詳細につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

パターン	番号確認方法 下記いずれか1つの個人番号記載書類	本人確認方法 ※番号確認は住民票または住民票記載事項証明書 本人確認書類はその他1種類
1	個人番号カード (裏面コピー)	個人番号カード (表面コピー)
2	住民票の写し (マイナンバー記載あり) ※コピー不可	以下の書類いずれか1点(コピー) 運転免許証(両面コピー) 運転経歴証明書(両面コピー) 健康保険資格確認書(コピー) 印鑑登録証明書(原本) 在留カード(両面カード) 特別永住者証明書(両面コピー) 介護保険証(コピー)
	住民票記載事項証明書 (マイナンバー記載あり)※コピー不可	

<法人>

パターン	法人番号を確認するための書類	本人確認書類
1	法人番号指定通知書(コピー) ※発行から6カ月を超えるもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの
2	法人番号確認書類 ※6カ月以内に作成されたもの	登記事項証明書 ※発行から6カ月以内のもの

<法人の取引担当者個人の本人確認書類>

以下書類のうち、いずれか2点

- ・個人番号カード(表面コピー)
- ・特別永住者証明書(コピー)
- ・印鑑登録証明書(原本)
- ・運転免許証(コピー)
- ・在留カード(コピー)
- ・住民票の写し(原本)
- ・健康保険資格確認書(コピー)
- ・住民票記載事項証明書(原本)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(個人株主等の場合)について

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続について

上記②に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに応募受けをした公開買付代理人の本店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

Jトラストグローバル証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

Jトラストグローバル証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,823,204,300
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	25,095,000
その他(c)	3,824,000
合計(a)+(b)+(c)	2,852,123,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,485,897株)に本公開買付価格(1,900円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	3,068,848
計(a)	3,068,848

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
組合員による出資	3,068,848
計(d)	—

(注) 公開買付者は、自己資金を、添付資料の投資事業有限責任組合契約(及び加入契約)の各締結先から、2026年4月3日付で調達しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

Jトラストグローバル証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(2) 【決済の開始日】

2026年5月28日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,069,351株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,485,897株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第2号イ、第3号イ乃至チ及びビ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(436百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び、②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(436百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は177円に相当します。具体的には、対象者第56期有価証券報告書に記載された2025年11月末時点の対象者単体決算における純資産額4,366,128,000円の10%(千円未満を切り捨てて計算しています。)に相当する額である436,612,800円を、対象者第56期有価証券報告書に記載された対象者の発行済株式総数である3,339,995株から、対象者第56期有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(863,500株)を控除した株式数(2,476,495株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

(1) 【団体の沿革】

年月	事項
2026年2月	堅果テクノを無限責任組合員として、組合の主たる事務所を東京都千代田区岩本町2丁目17番4号泰合ビルⅡ201号室と定め、組合契約を締結し、堅果シナジー投資事業有限責任組合を組成

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

(団体の目的)

公開買付者は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて組成された投資事業有限責任組合であり、投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。

(事業の内容)

公開買付者は、株式会社の株式等の取得及び所有、組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に掲げる一定の事業を行います。

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

公開買付者の組成当初の出資金額は3,000,001円であり、本書提出日現在の出資金額は3,068,848,166円です。

(4) 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

公開買付者の無限責任組合員である堅果テクノの職務を行う役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

(堅果テクノ)

2026年4月7日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役	—	王 志 偉	1975年7月2日	1998年7月	厦門天健会計師事務所 監査マネージャー	3,000
				2002年6月	福建太平洋電力有限公司 財務主管	
				2003年7月	三一重機投資有限公司 財務総監	
				2005年7月	Trixa Pty Ltd 総経理	
				2008年6月	厦門弘信軟投創業投資管理有限公司 総経理	
				2012年9月	Capital Nuts 総経理 現在に至る	
				2016年6月	賽維時代 董事 現在に至る	
				2026年2月	堅果テクノ 代表取締役 現在に至る	
代表取締役	—	大澤 梅嘉	1963年1月1日	2004年6月	EY新日本有限責任監査法人 中国業務責任者	—
				2018年2月	PwC Japan合同会社 中国業務責任者	
				2024年4月	日本中央大学 講師 現在に至る	
				2025年7月	オスマンサス・ユナイテッド合同会社 代表社員 現在に至る	
				2026年2月	堅果テクノ 代表取締役 現在に至る	
計						3,000

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、堅果テクノを無限責任組合員として、投資事業有限責任組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記の堅果テクノの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
該当事項はありません。
- 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】
該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月
最高株価	1,475	1,660	1,574	1,740	1,885	1,850	1,890
最低株価	1,021	1,181	1,272	1,512	1,680	1,684	1,778

(注) 2026年4月については、同年4月6日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日) 2025年2月27日関東財務局長に提出

事業年度 第56期(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日) 2026年2月26日関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第56期中(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日) 2025年7月15日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を2025年3月27日に関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記①の第55期有価証券報告書の訂正報告書) 2025年11月27日 関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ティムコ

(東京都墨田区菊川三丁目1番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	2,951,839	3,290,029	3,403,076	3,212,048	3,219,133
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△14,660	119,885	118,744	△24,796	△85,393
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△9,666	126,036	108,691	△109,271	△128,865
持分法を適用した場合の 投資損失 (△) (千円)	—	—	△11,698	△15,222	—
資本金 (千円)	1,079,998	1,079,998	1,079,998	1,079,998	1,079,998
発行済株式総数 (株)	3,339,995	3,339,995	3,339,995	3,339,995	3,339,995
純資産額 (千円)	4,482,257	4,597,799	4,670,748	4,526,280	4,366,128
総資産額 (千円)	5,461,143	5,727,429	5,752,011	5,536,524	5,463,645
1株当たり純資産額 (円)	1,809.91	1,856.56	1,886.02	1,827.68	1,763.06
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	5.40 (—)	12.00 (—)	12.00 (—)	12.00 (—)	12.00 (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△3.90	50.89	43.89	△44.12	△52.04
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.1	80.3	81.2	81.8	79.9
自己資本利益率 (%)	△0.2	2.8	2.3	△2.4	△2.9
株価収益率 (倍)	—	15.4	17.1	—	—
配当性向 (%)	—	23.6	27.3	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	195,666	221,049	140,648	△117,987	△247,566
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△127,734	46,960	△101,336	△93,431	197,598
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,999	△19,857	△35,045	△35,240	△30,595
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	629,903	882,843	889,364	643,905	566,150
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	67 (113)	66 (117)	68 (121)	69 (112)	71 (104)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	95.2 (112.2)	108.4 (118.7)	105.5 (145.6)	105.9 (168.2)	192.1 (217.2)
最高株価 (円)	991	929	983	885	1,660
最低株価 (円)	692	689	692	706	720

- (注) 1. 対象者は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資損失については、第52期、第53期は重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。